

## 鳥取県肝炎治療特別促進事業に係る経済不況に対応した緊急救済措置実施要綱

鳥取県肝炎治療特別促進事業実施要綱第14の1のただし書に規定する所得減少に伴う月額自己負担額の変更のための特例を下記のとおり定める。

## 記

## 1 概要

昨今の経済状況の悪化に伴う失業等により所得が減少し、肝炎治療受給者証に記載された月額自己負担限度額の支払が困難となった方が、肝炎インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療の継続を断念することがないよう支援するため、月額自己負担限度額（区分）の引下げを希望する者に対し、経済不況に対応した緊急救済措置（以下「救済措置」という。）の適用を行う。

## 2 対象者

肝炎治療受給者証の受給者又は同受給者証新規交付申請者のうち、経済状況の悪化に伴う失業や廃業、所得の減少により、住民票上の世帯の所得年額の合算額が減少し、月額自己負担限度額の支払いが困難な者であって、月額自己負担限度額（区分）の引下げを希望する者。

ただし、月額自己負担限度額が10,000円（乙区分）の方は対象外とする。

## 3 申請方法等について

- (1) 救済措置の適用を希望する者は、様式第1号による申請書に離職証明書の写し等離職を証明する書類又は所得が減少したことを証明する給与明細書の写し等を添付し、当該患者の居住地を所管する総合事務所長又は福祉保健事務所長（以下「所管事務所長」という。）に提出しなければならない。
- (2) 所管事務所長は、申請者から(1)の申請書類を受理し、月額自己負担限度額の引下げが適当と認めるときは、申請を受理した日の属する月（ただし、受給者証新規交付申請者にあつては、受給者証の有効期間の開始月とする。）から有効期間満了までの間の月額自己負担限度額（区分）の引下げを行うこととし、新たな受給者証を交付するものとする。
- (3) 申請者は所管事務所長に対し、救済措置の適用を行った月の属する年の所得から算出された市町村民税（所得割）課税年額について、救済措置の適用を行った月の属する年の翌年6月末日までに様式第2号による報告書に救済措置の適用を受けた月の属する年の所得から算出された世帯全員の市町村民税（所得割）課税年額を証明する書類を添付して報告するものとする。
- (4) 所管総合事務所長は、申請者からの報告を受け、救済措置で行った月額自己負担限度額（区分）の引下げの適用が適当であったかの確認を行い、この確認により判明する月額自己負担限度額（区分）と、救済措置で適用された月額自己負担限度額に差異があれば精算する。
- (5) 精算は、申請者が(4)の確認で判明した実際の月額自己負担限度額（区分）より低い区分の適用を受けていれば、その差額の総額を県に一括返還し、高い区分の適用を受けていれば県が申請者へ一括償還するものとする。

## 4 適用開始期日について

平成21年6月1日より適用する。

## 附 則

- 1 この改正は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に知事がした改正前の鳥取県肝炎治療特別促進事業に係る経済不況に対応した緊急救済措置実施要綱記3の(1)から(4)までの規定による申請書等の受理、受給者証の交付（以下「申請書の受理等」という。）は、改正後の鳥取県肝炎治療特別促進事業に係る経済不況に対応した緊急救済措置実施要綱記3の(1)から(4)までの規定により総合事務所長がした申請書の受理等とみなす。

## 附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成26年10月15日から施行し、平成26年9月2日から施行する。